

意見書案第26号



秘密保護法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成25年12月18日

栗東市議会

議長 藤田 啓仁 様

提出者 栗東市議會議員

太田 浩美

賛成者 栗東市議會議員

大西 晴子

秘密保護法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書（案）

政府は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる「特定秘密の保護に関する法律」を臨時国会で、強行採決が行われ可決しました。

特定秘密保護法は、第1に、秘密の範囲が政府の裁量で決められ、広がりかねない。第2に、秘密の期間は、30年が修正で60年に更新、事実上無期限で秘密とすることも可能であり、今日の情報公開の流れに逆行する。第3に、国会議員も処罰対象とされており「国権の最高機関」である国会議員の政府への質問でも、政府は「特定秘密」との理由で答弁を拒否することにもなる。第4に、秘密を取得する行為は最高10年の懲役に、また「未遂、教唆、扇動」も罰せられる。

報道機関取材活動が秘密の不当取得と見なされ、処罰される可能性もあります。「国民の基本的人権を侵害しない」とされる文言を盛り込むとはいっても、漠然とした言い方では歯止めになり得ません。たとえば、原発の問題でも、原発の安全性に関わる問題でさえ、原発に対するテロ活動防止の観点から、特定秘密にされるおそれがあります。また、TPP交渉に関わる情報も、外交に関する情報として特定秘密に指定され、その漏洩や取得、つまり内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民はこれから的生活に関わる重要な情報を知ることができなくなります。

自民党の石破幹事長が、国会前での反対行動を「テロ行為」とブログに書いたことからも、国民を縛る内容であることは図らずも露呈しました。このように、この法は、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせて、民主主義の根幹を破壊する危険な内容です。本議会は、日本国憲法の定める基本的人権尊重の精神にも反する「特定秘密保護法」強行採決に抗議し、政府におかれても、「秘密保護法」の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年 12月 日

栗東市議会議長 藤田 啓仁

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
関係閣僚大臣